

○東京藝術大学における独立行政法人科学技術振興機構推進事業の
研究者の取扱いに関する規則

〔平成25年3月7日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における独立行政法人科学技術振興機構推進事業の研究者(以下「JST研究員」という。)の取扱いその他必要な事項について定めるものとする。

(申請)

第2条 JST研究員として本学において研究に従事することを希望する者は、独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)の採用の決定のあったのち、速やかに、受入教員の所属する部局等の長を経由して学長にJST研究員受入申請書(別紙様式1)及び必要な書類を提出するものとする。

(許可)

第3条 学長は、当該部局等の長からの申出に基づき、前条の申請について、本学の研究・教育上支障がない場合に限り、これを許可する。

2 学長は、前項の規定により受入れを許可したときは、当該部局等の長を経由して申請者に対し、JST研究員受入許可書(別紙様式2)により、通知するものとする。

(研究期間)

第4条 JST研究員の本学における研究期間は、JSTが定める委託等の期間の範囲内で、学長がこれを定める。

(研究への従事)

第5条 JST研究員は、あらかじめ定められた研究課題について、受入教員の下において研究に従事するものとする。

(研究料)

第6条 JST研究員の研究料は、徴収しない。

(施設等の利用)

第7条 JST研究員は、所定の手続きを経て施設、設備を利用することができる。

(規則等の遵守)

第8条 JST研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(補則)

第9条 JST研究員は、本学において、JSTの各種事業名を冠する呼称を使用することができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、JST研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別紙様式 1

J S T 研究員受入申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

申請者
住 所
氏 名

J S T 研究員として、下記のとおり東京藝術大学において研究に従事したいので、申請します。

記

氏 名 :

生年月日 (年齢) : (元号) 年 月 日 (歳)

現 在 の 身 分 :

最 終 学 歴 :

学位取得 (見込) : (元号) 年 月 博士 (見込)

希望する研究期間 : (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

研 究 課 題 :

受 入 教 員 名 :

別紙様式 2

J S T 研究員受入許可書

(元号) 年 月 日

申請者

殿

東京藝術大学長

(元号) 年 月 日付で申請のあったこのことについて、受入を許可します。